

貸借対照表

アルピコリゾート&ライフ(株)

2024年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流動資産	1,092,960	I. 流動負債	312,906
現金及び預金	17,962	買掛金	26,912
受取手形及び売掛金	59,191	1年以内返済長期借入金	112,414
商品及び貯蔵品	30,531	リース負債	8,465
販売用不動産	645,746	未払金	87,728
前払費用	28,523	未払法人税等	14,825
未収入金	80,268	未払消費税等	3,822
短期貸付金	226,461	未払費用	20,760
その他	4,479	預り金	24,754
貸倒引当金	△ 203	前受金	684
		賞与引当金	12,425
II. 固定資産	2,284,258	II. 固定負債	2,648,103
1. 有形固定資産	2,148,496	長期借入金	1,398,800
建物	436,794	リース負債	15,630
構築物	334,721	長期未払金	3,555
機械及び装置	119,287	資産除去債務	7,340
車輜運搬具	1,431	預り保証金等	225,366
工具器具備品	14,737	入会保証金	669,100
土地	1,208,363	大修理基金	324,000
リース資産	22,029	役員退職慰労引当金	4,312
建設仮勘定	352		
その他有形固定資産	10,779	負債の部合計	2,961,010
2. 無形固定資産	6,364	純資産の部	
電話加入権	1,746	I. 株主資本	416,209
ソフトウェア	2,471	1. 資本金	50,000
3. 投資その他の資産	129,397	2. 資本剰余金	24,807
会員権	5,150	資本準備金	24,807
出資金	100	3. 利益剰余金	341,401
差入保証金	84,149	その他利益剰余金	341,401
繰延税金資産	38,883	繰越利益剰余金	341,401
破産更生債権等	1,128		
貸倒引当金	△ 13	純資産の部合計	416,209
資産の部合計	3,377,219	負債・純資産合計	3,377,219

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 蓼科 SS 油脂類 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 上記以外の商品及び貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③ 販売用不動産 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

下記区分により、下記に表示する減価償却方法を採用しております。

① 定額法 建物、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物付属設備及び構築物

② 定率法 上記以外の有形固定資産

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備え、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、ゴルフ場運営、別荘販売および別荘・水道・温泉等の管理料が主な収入になります。又、その他にガソリンスタンド運営収入等があります。これらの財又はサービスの販売及び提供については、引渡時点において顧客が当該財又は

サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

当該変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。